

第1 監査の概要

1 監査の目的

財政援助団体等監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、都が補助金の交付等をしている団体に対し、その事業が、補助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかなどについて実施する監査である。

監査の対象となる団体は、①補助金等交付団体（補助金、交付金、負担金、貸付金等の財政的援助を行っている団体）、②出資団体（資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体）、③公の施設の指定管理者等である。

あわせて、地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導監督が適切に行われているかについて監査を実施した。

2 監査実施団体

今回監査を実施した団体は、表1のとおり、補助金等交付団体等156団体及び出資団体9団体である。

なお、今回の選定に当たっては、特に補助金額の多い教育、福祉、医療関係を中心に、補助事業を幅広く選定するとともに、これまで監査未実施の団体を含めるなど、網羅性にも留意した。

（表3及び「第4 団体索引」参照）

（表1）監査実施団体内訳

区 分	監査対象団体数	監査実施団体数	実施率 (%)
補助金等交付団体等	4,021	156	3.9
出 資 団 体	54	9	16.7
合 計	4,075	165	4.0

（注）公の施設の指定管理者のうち、出資団体でない団体は「補助金等交付団体等」に含めている。

3 監査期間

平成27年9月4日から平成28年2月4日まで

（ただし、三宅村、小笠原村及び小笠原島漁業協同組合については、平成27年5月に実施した。）

4 監査対象範囲

原則として、平成25年度及び平成26年度の事業を対象に実施した。

5 監査の観点

監査の主な観点は、表2のとおりである。

(表2) 主な観点

区 分	団 体	所 管 局
補助金等 交付団体	<ul style="list-style-type: none">・補助事業等は、目的に沿って適正かつ効果的に執行されているか。・補助金等に係る会計経理等は、適正に行われているか。	<ul style="list-style-type: none">・補助事業等に関する指導監督は、適切に行われているか。・補助金等交付の方法及び時期は、適切か。
出資団体	<ul style="list-style-type: none">・団体は、出資目的に沿って適切に運営されているか。・事業は、費用対効果に配慮して適切に行われているか。・会計経理及び工事・財産の管理は、適正に行われているか。・団体が直面する経営課題や今後の事業へのリスク要因を適切に把握しているか。	<ul style="list-style-type: none">・団体に対する指導監督は、適切に行われているか。
公の施設の 指定管理者	<ul style="list-style-type: none">・公の施設の管理運営は、適正かつ効率的に行われているか。	<ul style="list-style-type: none">・管理運営状況等を適切に把握・検証し、必要な対応を行っているか。

6 監査結果の概要

(1) 総括

今回の監査の結果、補助金の返還を求めるべきものや会計経理及び事務処理について是正・改善すべきものが認められたので、21団体及び7局に対し、表3のとおり、56件の指摘及び2件の意見・要望を行った。

指摘金額は約2億7,295万円であり、そのうち、補助金の過大交付を指摘したものは、福祉保健局など4局及び10団体に対し、14件、約1,141万円である。

上記指摘事項及び意見・要望事項を除き、補助等の対象となった事業及び出資団体の事業は、その目的に沿っておおむね適切に執行されている。

(表3) 監査実施団体及び指摘事項等の件数

区 分		指 摘 事 項				意見・要望 事項
		団体	団体 及び局	局	計	
補助 金 等 交 付 団 体 等	三宅村					
	小笠原村					
	小笠原島漁業協同組合 (※)					
	学校法人90団体		2	2	4	
	隅田川花火大会実行委員会	2			2	
	公益社団法人東京都障害者スポーツ協会 (※)	1	3	1	5	
	公益財団法人東京都道路整備保全公社 (※)					
	社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会など5 団体		3		3	
	社会福祉法人東京家庭学校など38団体		6	1	7	
	日本赤十字社など6団体			1	1	
	公益財団法人東京観光財団		2		2	
	職業訓練法人東京土建技術研修センター					
	東京都職業能力開発協会					
	東京都漁業協同組合連合会					
	東京都商店街振興組合連合会					
	東京都中小企業団体中央会					
	東京都農業会議					
	東京多摩青果株式会社など3会社			2	2	
	公益財団法人東京動物園協会 (※)	1			1	
公益社団法人東京都教職員互助会						
補助金等交付団体等 計 (156団体)	4	16	7	27		
出 資 団 体	公益財団法人東京都島しょ振興公社	3			3	
	公立大学法人首都大学東京	4			4	
	一般財団法人東京マラソン財団	5			5	
	首都高速道路株式会社	2			2	2
	東京都住宅供給公社 (※)	2	1		3	
	公益財団法人東京都環境公社	3			3	
	東京熱供給株式会社					
	社会福祉法人東京都社会福祉事業団 (※)	5	2		7	
	株式会社東京交通会館	1	1		2	
出 資 団 体 計 (9団体)	25	4		29	2	
合 計	29	20	7	56	2	

(注1) (※) の団体については、「公の施設の指定管理者」の監査を実施した。

(注2) 補助金等交付団体等の団体数は1団体重複があるため計が一致しない。

(注3) 指摘事項…是正・改善を求めるもの

意見・要望事項…改善について検討を求めるもの

(2) 主な指摘事項等

指摘事項等 58 件を類型別に整理すると、表 4 のとおりである。

(表 4) 件数内訳

類 型	件数	主 な 内 容
補助金交付事務	20 件	○過大に交付された補助金の返還及び補助金交付事務の改善を求めるもの
経理・契約事務	25 件	○適正な会計処理、経理・契約を行うことを求めるもの
財産・物品管理	7 件	○財産・物品の適切な管理等を求めるもの
内部統制	4 件	○適正な事務手続を求めるもの
その他	2 件	
合 計	58 件	

<補助金交付事務>

○ 補助金交付申請に対する審査を適切に行うよう求めたもの

生活文化局 P. 39

私立学校経常費補助金の審査において、局が法改正を把握していなかった事例があった。

生活文化局は、私立学校経常費補助金の特別補助として、家計急変による授業料減免補助を実施している。

家計急変の理由のうち、自己破産によるものについては、局は補助要件の確認書類として、破産法に基づく「破産宣告書」を例示していた。

平成 17 年の破産法改正に伴い、「破産宣告書」が廃止され、これに代わるものとして「破産手続開始決定書」が制定されている。

補助金申請に対する審査の状況を見たところ、学校法人が自己破産による家計急変として「破産手続開始決定書」を提出し、補助金申請をしたところ、局は破産法改正を把握しておらず、学校法人からの申請を取り下げさせていた事例があった。

そこで、局に対し、補助金申請に対する審査を適切に行うよう求めた。

<経理・契約事務>

○ 修繕対象を確認して工事を行うよう求めたもの

オリンピック・パラリンピック準備局 P. 51

施設の改修工事を行うに当たり、設計図面等を十分に確認せず、不必要な修繕工事を行ったため、不経済支出を発生させた。

東京都障害者スポーツセンター施設の修繕については、大規模修繕はオリンピック・パラリンピック準備局が行い、小規模なものは、指定管理者である公益社団法人東京都障害者スポーツ協会が局に事前協議し、局の承認を得て行っている。

局は、平成26年度にセンターの換気設備工事を行ったが、その際、前年度に協会が小規模修繕工事を行い更新したばかりの排気ファンを誤って交換していた。その結果、約83万円の不経済支出が発生している。

そこで、局に対し、設計図面等の十分な確認をするなど、修繕工事の対象を適切に確認し、工事を行うよう求めた。

<財産・物品管理>

○ 指定管理者に貸与したシステムを適切に管理していないもの

東京都住宅供給公社、都市整備局 P. 273

指定管理業務を行うに当たり、貸与を受けている個人情報等を保有するシステムの使用承諾等の手続が適切に行われていなかった。

都市整備局は、都営住宅の管理を行うため、入居者の個人情報や所得情報などを保有する都営住宅総合管理システムを構築している。

また、局は、指定管理者である東京都住宅供給公社と協定を締結し、このシステムを公社に貸与し、業務を行わせている。

公社においてシステムの管理状況を見たところ、システム端末増設に係る申請やシステム端末使用者の届出及び局の許可手続が適切に行われていない状況が認められた。

このシステムは、個人情報が保有されているものであり、使用範囲は厳格に管理しなければならないことから、局及び公社に対しシステムの利用に関する許諾等を適切に行い管理するよう求めた。

<内部統制>

○ 都営住宅の不適正使用への指導が確実に行われていないもの

東京都住宅供給公社 P. 270

巡回点検を行って把握した都営住宅の不適正使用について、継続的な指導が行われておらず、是正・改善されていなかった。

東京都住宅供給公社は、都市整備局が定める手引等に基づき、都営住宅の不適正使用者に対する調査、指導及び是正を行っている。

公社の窓口センターでは、不適正事例の確認・指導等を目的とした施設の点検を公社職員である巡回管理人に行わせている。巡回の結果は、指導票に不適正の有無、指導内容、「指導完了」や「継続指導」などの指導結果を記載し、窓口センター所長の確認を得ることとしている。

巡回点検の状況について現地で見たと、指導票に当初「継続指導」とされ、その後不適正事例はないと報告されていたにもかかわらず、一部是正されていない事例が認められた。

そこで、公社に対して、指導が継続的に行われるよう報告内容を適切に把握することを求めた。

(3) 指摘事項等一覧

ア 補助金等交付団体 指摘事項一覧

指 摘 事 項		
項目番号	指 摘 事 項 件 名	ページ
【学校法人90団体】		
(1) ア	私立学校経常費補助金を返還すべきもの	37
イ	国際化推進補助に係る補助金の返還を求めるべきもの	38
(2) ア	学校法人からの補助金交付申請に対する審査を適切に行うべきもの	39
イ	本務教員を評価対象除外とする事由を定めるべきもの	40
【隅田川花火大会実行委員会】		
(1) ア	補助金の支出に当たり協定等を締結すべきもの	43
イ	要綱どおり、検査を行い、検査証の交付を行うべきもの	44
【公益社団法人東京都障害者スポーツ協会】		
(1) ア	指定管理業務の事業報告を適正に行うべきもの	50
イ	修繕対象を確認して工事を行うべきもの	51
ウ	宿泊室使用料を預り金として経理すべきもの	51
(2) ア	障害者スポーツ貸与用具の購入・管理に係る事務を適正に行うべきもの	52
イ	契約事務及び経理事務を適正に行うべきもの	53
【社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会など5団体】		
(1) ア(ア)	補助金の返還を求めるべきもの<東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金(保育所)>(a, b 2件)	79
(イ)	補助金の返還を求めるべきもの<東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金(老人福祉施設)>	81
【社会福祉法人東京家庭学校など38団体】		
(1) ア(ア)	補助金の返還を求めるべきもの<東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金(保育所)>(a~c 3件)	107
(イ)	補助金の返還を求めるべきもの<東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金(児童養護施設等)>	109
(ウ)	補助金の返還を求めるべきもの<東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金(自立援助ホーム)>	110
(エ)	補助金の返還を求めるべきもの<東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金>	110
(2) ア	補助金の交付に関する判定基準を適切に定めるべきもの	112

項目番号	指 摘 事 項 件 名	ページ
【日本赤十字社など6団体】		
(1) ア	補助金における消費税の取扱いを適正に行うべきもの	1 2 5
【公益財団法人東京観光財団】		
(1) ア (ア)	補助対象経費の算定を適正に行うべきもの	1 3 0
(イ)	補助金の実績報告を適正に行うべきもの	1 3 1
【東京多摩青果株式会社など3会社】		
(1) ア	誤算定により過大に交付した補助金の返還を求めるべきもの	1 6 4
イ	補助対象経費の算定方法を明確にすべきもの	1 6 5
【公益財団法人東京動物園協会】		
(1) ア	通用門の施錠管理を適切に行うべきもの	1 7 1

イ 出資団体 指摘及び意見・要望事項一覧

指 摘 事 項		
項目番号	指 摘 事 項 件 名	ページ
【公益財団法人東京都島しょ振興公社】		
(1) ア (ア)	賞与等の会計処理を適正に行うべきもの	1 8 3
(イ)	超過勤務手当の会計処理を適正に行うべきもの	1 8 4
イ	売上金額の確認を適切に行うべきもの	1 8 4
【公立大学法人首都大学東京】		
(1) ア	研究費の適正な取扱いについて徹底すべきもの	1 9 9
イ	契約事務を適正に行うべきもの	2 0 1
ウ	リース契約に係る積算を適切に行うべきもの	2 0 2
エ	資産の管理を適正に行うべきもの	2 0 3
【一般財団法人東京マラソン財団】		
(1) ア	決算報告書の作成に当たり計数の確認を適切に行うべきもの	2 2 0
イ	警備員の積算及び履行確認を適切に行うべきもの	2 2 1
ウ	協賛企業との契約を適切に締結すべきもの	2 2 3
エ	評議員会への報告を適正に行うべきもの	2 2 3
オ	売上金額の確認を適切に行うべきもの	2 2 4
【首都高速道路株式会社】		
(1) ア	適切に契約単価変更の手続きを行い受託者と書面を取り交わすべきもの	2 4 6
イ	工事の契約を適切に行うべきもの	2 4 7

項目番号	指摘事項件名	ページ
【東京都住宅供給公社】		
(1) ア	不適正使用者への継続的な指導・是正が確実に行われるよう、報告内容を適切に把握・検証すべきもの	270
イ	巡回点検業務日報の確認を適時適切に行うべきもの	271
(2) ア	指定管理者への都営住宅管理総合システム貸与の管理を適切に行うべきもの	273
【公益財団法人東京都環境公社】		
(1) ア	小口現金運営要領に基づき小口現金の取扱いを適正に行うべきもの	294
イ (ア)	債権管理を適切に行うべきもの	295
(イ)	未収金に係る会計処理を適正に行うべきもの	295
【社会福祉法人東京都社会福祉事業団】		
(1) ア	給食材料購入契約における従業員細菌検査等に係る事務を適切に行うべきもの	325
イ (ア)	個人情報の管理方法や漏えい禁止について仕様書に定めるべきもの	327
(イ)	履行確認を適切に行うべきもの	327
ウ	AED（自動体外式除細動器）の電極パッドの交換を適正に行うべきもの	327
エ	小口現金の管理を適切に行うべきもの	328
(2) ア	物品に係る手続及び管理を適正に行うべきもの	329
イ	指定管理に係る支払事務を適切に行うべきもの	330
【株式会社東京交通会館】		
(1) ア	契約に基づき土地の管理を適正に行うべきもの	348
(2) ア	委託業務費用の返還を求めるべきもの	350
意見・要望事項		
項目番号	意見・要望事項件名	ページ
【首都高速道路株式会社】		
(1) ア	高架下事業の賃料改定に係る考え方について	248
イ	高速道路上における作業場（保安施設）に関する仕様書類への記載について	249